

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正について
藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を次のように改正する。

2007年（平成19年）3月20日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成19年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、地方自治法の一部改正に伴い、吏員制度を廃止すること等により、所要の改正をする必要による。

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月 日

藤沢市教育委員会

委員長 川 島 一 明

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則（昭和63年藤沢市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（職員の区分）

第2条 職員は、事務職員、技術職員及び技能労務職員とする。

第3条の表を次のように改める。

区分	職種名
事務職員に属する者	事務員，社会教育主事，司書， 学芸員
技術職員に属する者	技術員，養護師，栄養士
技能労務職員に属する者	学校用務員，公民館用務員，学校給食 調理員

第4条第2項中「主査（上級）」を「上級主査」に，「班長（上級），主任（上級），班長及び主任」を「上級班長，主任及び班長」に改め，同条第3項を次のように改める。

3 別表第1の表の左欄に掲げる職にある指揮監督者は，それぞれ同表の中欄の職（当該職を総称して右欄に定める職の総称とする。）にある職員を指揮監督する。

第5条第2項中「主査（上級）」を「上級主査」に，「研究主事（上級）」を「上級研究主事」に，「班長（上級），主任（上級），班長及び主任」を「上級班長，主任及び班長」に改め，同条第3項を次のように改める。

- 3 別表第2の表の左欄に掲げる職にある指揮監督者は、それぞれ同表の中欄の職（当該職を総称して右欄に定める職の総称とする。）にある職員を指揮監督する。
第6条中「吏員」を「職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる職種名をもつて任命されている者は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日にそれぞれ同表右欄に掲げる職種名をもつて任命された者とする。

職種名	職種名
社会教育主事（スポーツ担当）	社会教育主事
養護婦	養護師
給食調理員	学校給食調理員

- 3 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる職に任命されている者は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日にそれぞれ同表右欄に掲げる職に任命された者とする。

職	職
主査（上級）	上級主査
研究主事（上級）	上級研究主事
班長（上級）	上級班長
主任（上級）	主任

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第4条関係）

指揮監督者の職	職	職の総称
教育長	部長	部長等
部長等	担当部長	担当部長
	参事，総合市民図書館長	所長等
部長等，担当部長又は所長等	課長，主幹	課長等
所長等又は課長等	課長補佐，主幹補佐，指	課長補佐等

	導主事	
課長補佐等又は課長補佐等より上位の職	上級主査，主査，上級班長	主査等
主査等又は主査等より上位の職	主任，班長	主任等

別表第2(第5条関係)

指揮監督者の職	職	職の総称
部長又は参事	教育文化センター長 公民館長	課長等
総合市民図書館長	南市民図書館長 辻堂市民図書館長 湘南大庭市民図書館長	
所長等	主幹	
学校教育課長	八ヶ岳野外体験教室長	
学校教育課長又は教育文化センター長	指導主事	課長補佐等
保健給食課長	西部学校給食合同調理場長	
公民館長又は主幹	公民館長補佐	
青少年課長又は主幹	青少年相談センター長	
図書館長	図書館長補佐	
課長等	課長補佐，主幹補佐	
課長補佐等又は課長補佐等より上位の職	上級主査，主査，上級研究主事，研究主事， 上級班長	主査等
主査等又は主査等より上位の職	主任，班長	主任等

別表に備考として次のように加える。

備考

- 1 主査等又は主査等より上位の職にある職員は，中欄に掲げる職にある職員以外の職員を指揮監督する。
- 2 別表第1及び別表第2の表において，職の上下の順序は，右欄に掲げる職の総称の順序とする。

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則新旧対照表

改 正 案	現 行																			
<p style="text-align: center;">○藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 63 年 3 月 31 日 教委規則第 7 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和 31 年政令第 221 号)第 6 条の規定に基づく事務局の職員の職の設置等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の区分)</p> <p>第 2 条 職員は、事務職員、技術職員及び技能労務職員とする。</p> <p>(職種名)</p> <p>第 3 条 事務局の職員のうち、特にその職務の内容を明確に表示する必要があるものには次に掲げる職種名を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">職種名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">事務職員に属する者</td> <td style="text-align: center;">事務員、社会教育主事、司書、学芸員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技術職員に属する者</td> <td style="text-align: center;">技術員、養護師、栄養士</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技能労務職員に属する者</td> <td style="text-align: center;">学校用務員、公民館用務員、学校給食調理員</td> </tr> </tbody> </table>	区分	職種名	事務職員に属する者	事務員、社会教育主事、司書、学芸員	技術職員に属する者	技術員、養護師、栄養士	技能労務職員に属する者	学校用務員、公民館用務員、 学校給食調理員	<p style="text-align: center;">○藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 63 年 3 月 31 日 教委規則第 7 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和 31 年政令第 221 号)第 6 条の規定に基づく事務局の職員の職の設置等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の区分)</p> <p>第 2 条 職員は、事務吏員、技術吏員、事務員、技術員、技能吏員、労務吏員、技能員及び用務員とする。</p> <p>(職種名)</p> <p>第 3 条 事務局の職員のうち、特にその職務の内容を明確に表示する必要があるものには次に掲げる職種名を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">職種名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">事務吏員に属する者</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">社会教育主事、社会教育主事(スポーツ担当)、司書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事務員に属する者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技術吏員に属する者</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">養護婦、栄養士</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技術員に属する者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">労務吏員に属する者</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">学校用務員、公民館用務員、給食調理員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">用務員に属する者</td> </tr> </tbody> </table>	区分	職種名	事務吏員に属する者	社会教育主事、社会教育主事(スポーツ担当)、司書	事務員に属する者	技術吏員に属する者	養護婦、栄養士	技術員に属する者	労務吏員に属する者	学校用務員、公民館用務員、 給食調理員	用務員に属する者
区分	職種名																			
事務職員に属する者	事務員、社会教育主事、司書、学芸員																			
技術職員に属する者	技術員、養護師、栄養士																			
技能労務職員に属する者	学校用務員、公民館用務員、 学校給食調理員																			
区分	職種名																			
事務吏員に属する者	社会教育主事、社会教育主事(スポーツ担当)、司書																			
事務員に属する者																				
技術吏員に属する者	養護婦、栄養士																			
技術員に属する者																				
労務吏員に属する者	学校用務員、公民館用務員、 給食調理員																			
用務員に属する者																				

改 正 案

(事務局における職)

第 4 条 事務局(藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成 12 年藤沢市教育委員会規則第 3 号)第 3 条第 1 項に規定する機関をいう。)の部に部長を、図書館に館長を、課に課長を、学校教育課に指導主事を置く。

2 必要により、部及び担当に担当部長及び参事を、課及び図書館に主幹、課長補佐、主幹補佐、指導主事、**上級主査、主査、上級班長、主任及び班長**を置くことができる。

3 **別表第 1 の表の左欄に掲げる職にある指揮監督者は、それぞれ同表の中欄の職(当該職を総称して右欄に定める職の総称とする。)にある職員を指揮監督する。**

現 行

(事務局における職)

第 4 条 事務局(藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成 12 年藤沢市教育委員会規則第 3 号)第 3 条第 1 項に規定する機関をいう。)の部に部長を、図書館に館長を、課に課長を、学校教育課に指導主事を置く。

2 必要により、部及び担当に担当部長及び参事を、課及び図書館に主幹、課長補佐、主幹補佐、指導主事、**主査(上級)、主査、班長(上級)、主任(上級)、班長及び主任**を置くことができる。

3 次の表の**左欄**に掲げる職を命じられた職員は、その対応する**右欄**に掲げる上司の命を受けて所掌事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

職	職の総称	指揮監督者
部長	部長等	教育長
担当部長	担当部長	部長等
参事, 総合市民図書館長	所長等	
課長, 主幹	課長等	部長等, 担当部長又は所長等
課長補佐, 主幹補佐, 指導主事	課長補佐等	所長等又は課長等
主査(上級), 主査, 班長(上級)	主査等	課長等又は課長補佐等
主任(上級), 班長, 主任	主任等	主査等

改 正 案

(教育機関における職)

第 5 条 教育機関(藤沢市教育委員会事務局組織等規則第 5 条及び第 6 条に規定する機関をいう。)にその名称(学習文化センター及び市民ギャラリーを除く。)を冠した長を置く。

2 必要により、教育機関に主幹、主幹補佐、館長補佐、センター長、所長、指導主事、センター長補佐、**上級主査、主査、上級研究主事、研究主事、上級班長、主任及び班長**を置くことができる。

3 **別表第 2 の表の左欄に掲げる職にある指揮監督者は、それぞれ同表の中欄の職(当該職を総称して右欄に定める職の総称とする。)にある職員を指揮監督する。**

現 行

(教育機関における職)

第 5 条 教育機関(藤沢市教育委員会事務局組織等規則第 5 条及び第 6 条に規定する機関をいう。)にその名称(学習文化センター及び市民ギャラリーを除く。)を冠した長を置く。

2 必要により、教育機関に主幹、主幹補佐、館長補佐、センター長、所長、指導主事、センター長補佐、**主査(上級)、主査、研究主事(上級)、研究主事、班長(上級)、主任(上級)、班長及び主任**を置くことができる。

3 次の表の**左欄**に掲げる職に命じられた職員は、その対応する同表の**右欄**に掲げる上司の命を受けて所掌事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

職	職の総称	指揮監督者
教育文化センター長	課長等	部長
公民館長		部長又は参事
南市民図書館長 辻堂市民図書館長 湘南大庭市民図書館長		総合市民図書館長
主幹		所長等
八ヶ岳野外体験教室長	課長補佐等	学校教育課長
指導主事		学校教育課長 教育文化センター長
西部学校給食合同調理場長		保健給食課長

改 正 案	現 行		
<p>(職の任命)</p> <p>第 6 条 第 4 条第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項及び第 2 項の規定により設けられた職は、第 2 条に規定する職員のうちから任命する。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(藤沢市教育委員会職員職名規則の廃止)</p> <p>2 藤沢市教育委員会職員職名規則(昭和 32 年藤沢市教育委員会規則第 5 号)は廃止する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 この規則の施行の際、現に任用されている職員の職については、別段の</p>	公民館長補佐		公民館長
	青少年相談センター長		青少年課長
	図書館長補佐		図書館長
	主幹補佐 センター長 所長		課長等
	主査(上級) 主査 研究 主事(上級) 研究 主事 班長(上級)	主査等	直属の上司
	主任(上級) 主任 班長	主任等	直属の上司
<p>(職の任命)</p> <p>第 6 条 第 4 条第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項及び第 2 項の規定により設けられた職は、第 2 条に規定する吏員のうちから任命する。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(藤沢市教育委員会職員職名規則の廃止)</p> <p>2 藤沢市教育委員会職員職名規則(昭和 32 年藤沢市教育委員会規則第 5 号)は廃止する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 この規則の施行の際、現に任用されている職員の職については、別段の</p>			

改 正 案

任命行為のない限り、この規則によるそれぞれの職に任命されたものとみなす。

- 4 この規則の施行の際、現に旧藤沢市教育委員会事務局組織等規則による理事の職にある職員については、この規則の施行後も、なお当該職名を併用することができる。

附 則(平成 17 年教委規則第 13 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年教委規則第 7 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 年教委規則第 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。**

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる職種名をもつて任命されている者は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日それぞれ同表右欄に掲げる職種名をもつて任命された者とする。**

職種名	職種名
社会教育主事(スポーツ担当)	社会教育主事
養護婦	養護師
給食調理員	学校給食調理員

- 3 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる職に任命されている**

現 行

任命行為のない限り、この規則によるそれぞれの職に任命されたものとみなす。

- 4 この規則の施行の際、現に旧藤沢市教育委員会事務局組織等規則による理事の職にある職員については、この規則の施行後も、なお当該職名を併用することができる。

附 則(平成 17 年教委規則第 13 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年教委規則第 7 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

改 正 案

現 行

者は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日にそれぞれ同表右欄に掲げる職に任命された者とする。

職	職
主査（上級）	上級主査
研究主事（上級）	上級研究主事
班長（上級）	上級班長
主任（上級）	主任

別表第1(第4条関係)

指揮監督者の職	職	職の総称
教育長	部長	部長等
部長等	担当部長	担当部長
	参事, 総合市民図書館長	所長等
部長等, 担当部長又は所長等	課長, 主幹	課長等
所長等又は課長等	課長補佐, 主幹補佐, 指導主事	課長補佐等
課長補佐等又は課長補佐等より上位の職	上級主査, 主査, 上級班長	主査等
主査等又は主査等より上位の職	主任, 班長	主任等

改 正 案

現 行

別表第2(第5条関係)

指揮監督者の職	職	職の総称
部長 又は参事	教育文化センター長 公民館長	課長等
総合市民図書館長	南市民図書館長 辻堂市民図書館長 湘南大庭市民図書館長	
所長等	主幹	
学校教育課長	八ヶ岳野外体験教室長	課長補佐等
学校教育課長 又は 教育文化センター長	指導主事	
保健給食課長	西部学校給食合同調理場長	
公民館長 又は主幹	公民館長補佐	
青少年課長 又は主幹	青少年相談センター長	
図書館長	図書館長補佐	
課長等	課長補佐, 主幹補佐	
課長補佐等 又は課長補佐等より上位の職	上級主査, 主査, 上級研究主事, 研究主事, 上級班長	主査等

主査等又は主査等より上位の職	主任, 班長	主任等
----------------	--------	-----

備考

- 1 主査等又は主査等より上位の職にある職員は、中欄に掲げる職にある職員以外の職員を指揮監督する。
- 2 別表第1及び別表第2の表において、職の上下の順序は、右欄に掲げる職の総称の順序とする。